

[事案 2023-361] 給付金支払等請求

・令和 6 年 11 月 5 日 裁定終了

※被保険者の法定代理人親権者からの申立て

<事案の概要>

募集人の告知妨害等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

子が動脈管開存症により入院し手術を受けたため、令和 4 年 4 月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消して、給付金を支払ってほしい。

(1)告知時、募集人に、早産児・低体重児で生まれたこと、出産直後から入院していたこと、退院後も経過観察で通院中であること等を伝えたが、募集人から告知書には書かなくてよいと言われた。

(2)動脈管開存症は、手術の直前に初めて診断され、病名の告知を受けたものである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)募集人は、被保険者の両親から、出生時の話は何もされておらず、告知をしなくてよいと述べた事実もない。

(2)解除の原因となった疾病である早産児と、支払事由の原因疾病である動脈管開存症の間には因果関係が存在する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、告知時の経緯等を確認するため、法定代理人親権者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。